

公の施設の使用料のあり方について

大竹市行財政システム改善推進本部会議

目 次

I 公の施設の使用料の基本的な考え方について	P. 1
1 公の施設の使用料の基本的な考え方	
2 使用料を負担する者の範囲	
3 使用料の算定方式	
4 別の基準により使用料を算定すべき施設	
II 利用者が負担する経費	P. 3
1 施設に係る費用の仕分け	
III 施設の性質別分類による負担割合	P. 4
1 施設の性質別分類の考え方	
2 施設の分類の基準	
3 施設の分類と負担割合の設定の方法	
IV 使用料単価の設定方法	P. 6
1 使用料の単価設定の考え方	
2 使用料を割り増しする場合	
3 定期的な見直し	
V 減免制度の取り扱い	P. 8
1 減免制度の基本的な考え方	
2 減免基準	
3 減免措置の申請	
4 減免制度におけるその他の取り扱い	
VI その他について	P.11
1 付帯設備・備品の使用料	
2 使用料の計算方法	
3 使用料の徴収方法	
4 使用料の還付	
参考資料	P.13

I 公の施設の使用料の基本的な考え方について

1 公の施設の使用料の基本的な考え方

地方自治法第 225 条では、「普通地方公共団体は、第 238 条の 4 第 7 項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。」とあります。

公の施設は、必ずしも利用者に使用料を負担してもらわなければならないものではなく、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するために設置した公の施設に要する経費は、すべて税金で賄うという考え方もできます。

しかし、公の施設の使用料が無料であれば、利用者に負担感がなく、「ないよりはあった方がいい」という意識を助長し、施設の数が多いほど、行政サービスの量が増えるという考えに陥りがちとなります。また、無料であれば、利用することが確実でない場合であっても施設を予約するなど、特定の利用者が独占的に使用することに繋がり、施設を公平な利用に供することができなくなるという運営上の問題が生じる恐れがあります。そのため、公平な利用に供しなければならない公の施設にあっては、利用者に対してある程度負担感のある使用料を課すことには、合理的な理由があると言えます。

利用者にとって使いやすい施設とするためには、施設を整備し、機能を維持するだけでなく、積極的に維持管理、運営していくことが求められ、そのためには経費が必要です。こうした利用者の便益を確保するために必要となる経費について、その便益を享受する対価として利用者に負担を求めることは、施設を利用しない者との公平性を図るためにも妥当だと考えます。

税は他のあらゆる行政サービスの財源でもありととも、限りのあるものです。健全な財政を維持していくためにも、施設の利用者から使用料として一定の負担をいただく必要があります。

2 使用料を負担する者の範囲

公の施設は、住民の福祉の増進を目的として利用されるものであるため、公的な目的をもった活動のために利用されるだけでなく、個人の趣味や健康増進、教養の向上といった私的な理由によって利用されることもあり、施設の設置目的に応じてさまざまな利用者が想定されています。

施設に要する経費をもとに使用料を算定するにあたり、仮に公的な活動をしている利用者を使用料の負担の対象から除外してしまうと、これらの負担が一般の利用者に転嫁されることとなります。そのため、原則として、施設の使用目的等にかかわらず、施設を使用するすべての者から使用料を徴収することとします。

公的な活動など使用料を軽減することが適当と判断した場合は、その利用者が負担すべき使用料は、例外的に行政からの補助金や使用料の減免によって措置することとします。

3 使用料の算定方式

利用者に応分の負担を求めるためには、使用料の積算根拠を明らかにし、わかりやすく説明できるようにする必要があります。

そのため、使用料の算定方法として、次のとおり「使用料算定の基本方式」を定め、施設に係る費用の中から利用者が負担すべき経費を統一的な方法で算出し、施設を性質ごとに分類することで利用者の負担割合を乗じることで得た金額を、施設使用料の目安とします。

なお、利用者が減免の要件に該当する場合は、使用料にその減免率を反映させ、使用料の軽減を図ります。

$$\text{施設使用料} = \text{利用者が負担する経費} \times \text{施設の性質別負担率} (\times \text{減免率})$$

用語	内容
施設使用料	施設の使用料の目安（当該施設に係る施設の使用料の合計目安）
利用者が負担する経費	施設に係る経費のうち利用者が負担する経費 「Ⅱ 利用者が負担する経費」で整理
施設の性質別負担率	利用者が負担する経費のうち施設の性質別分類に基づいて利用者が負担する割合 「Ⅲ 施設の分類による負担割合」で整理
減免率	公共的な目的等による使用の場合の使用料の減免率 「Ⅳ 減免制度」で整理

4 別の基準により使用料を算定すべき施設

公の施設のなかには、法令等により使用料を無料とすることや使用料の算定等についての考え方が定められているものがあります。これらの施設に係る行政サービスの提供については、統一的な取扱いが必要との法令等の趣旨に則り、法令等で定められた方法や考え方によって使用料を算定します。

また、地方公営企業法が適用される事業に係る施設については、地方公営企業法により経済性を発揮することが求められており、独立採算による運営をめざすべき施設であるため、独自の基準によって使用料を算定することが適当です。

■適用除外施設

区分		施設例
1	法令等で使用料が無料と定められている施設	学校、図書館、公園、道路
2	法令等で使用料の算定方法等が定められている施設	保育所、診療所、養護老人ホーム、老人福祉センター、市営住宅
3	公営企業法が適用される事業に係る施設	上下水道に係る施設、工業用水に係る施設

II 利用者が負担する経費

1 施設に係る費用の仕分け

施設の整備からサービスの提供に至るまでの間に要するすべての経費を「利用者が負担する経費」と「公費（税）で負担する経費」に仕分けします。

(1) 利用者が負担する経費の範囲

利用者の便益を確保するために必要な経費を算出するにあたり、「施設の維持管理に係る費用」を利用者が負担する経費として位置付けます。

「施設の維持管理に係る費用」は、決算統計における「物件費」及び「維持補修費」に該当する費目のうち、「事業に係る費用」を除いたものとします。

(2) 公費で負担する経費の範囲

利用者が負担する経費以外の費用を公費で負担する経費とします。

地方自治法第 225 条の逐条解説には、「使用料は施設の維持管理費または減価償却費にあてるべき」とあり、「減価償却費」についても利用者が負担する経費にできると解釈できます。しかし、公の施設は住民の福祉を増進する目的をもって設置された市民全体の財産であり、設置目的に合致する限り誰でも利用できる施設であるため、減価償却費は「資産の取得に要する費用」として公費で負担する経費として整理します。

なお、減価償却費は、行政コスト計算書の「減価償却費」に該当する費用とします。

■負担の区分

負担区分	費用種別	費目
利用者負担	維持管理に係る費用	賃金等（報酬，賃金など）
		需用費・役務費・100 万円未満の備品購入費，使用料及び賃借料，原材料費など
		修繕料，維持管理に係る委託料及び負担金等
公費負担	資産の取得に係る費用	建物建設費（減価償却費）
		構築物等建設費（減価償却費）
		大規模修繕費（工事請負費）（減価償却費）
		備品（購入価格 100 万円以上）
		用地取得費
	事業に係る費用	職員人件費（給料，手当，共済費）
		事業費（報償費，旅費，交際費，補助金，事業に係る委託料及び負担金等）

※ 「墓地」は、造成された土地を利用者が恒久的に使用することになるため、土地の造成費用など資産の取得に要する費用についても例外的に利用者が負担する経費とする。

III 施設の性質別分類による負担割合

1 施設の性質別分類の考え方

公の施設には、あらゆる市民の日常生活に必要な不可欠でありながら市場では供給されないものから、民間事業者でも類似のサービスを提供しているものまで、さまざまな施設が存在します。

こうした施設の違いを考慮せず、一律に利用者に負担を求めることは、かえって公正性を損なうこととなりますので、施設の目的（機能、事業内容、利用対象者等）によって施設を分類し、利用者が負担する割合の限度（負担限度割合）を設定し、実際の利用者の負担は、「利用者が負担する経費」にその施設の負担割合を乗じた範囲内となるようにします。

2 施設の分類の基準

(1) 施設の目的による分類

市民が日常生活を営む上で必要な施設や社会的・経済的弱者支援のための施設などは、必要とする人が無理なく利用できるよう、利用者の負担を抑える必要があります。

また、その他にも文化や伝統の保存を目的とした施設など、使用料を無料とすることが適当と考えられる施設がありますが、これらの施設の中にも、利用者にとって使いやすい施設として管理運営していく上で一定の使用料を徴収することで利用者の便益が増す施設があります。

こうしたことを考慮して施設の目的によって次の基準を設け、この基準に該当する施設の負担限度割合は10%と定めます。

基 準	負担限度割合
<ul style="list-style-type: none"> ○日常生活を営む上で必要な施設 ○社会的・経済的弱者のための施設 ○文化・伝統の保存を目的とした施設 ○使用料の徴収が困難な施設や適用除外施設のうち法令等で使用料が無料と定められている施設と類似の施設 	10%

ただし、本来の施設の設置目的以外の目的で使用する場合や「行政財産の使用料に関する条例」の規定が適用される場合、道路や公園などを占有して使用する場合などは、本来の施設の性質とは異なる利用形態であるため、負担割合を0%とすることが適当である施設においても使用料（占有料）を徴収します。

(2) 収益性による分類

次に「(1) 施設の目的による分類」の基準に該当しなかった施設は、民間でサービスが提供されているかいないか(その可能性があるかないか)という視点で、「市場的服务」と「非市場的服务」とに分類します。

「市場的服务」に区分された施設の使用料を不当に低く抑えることは、民間事業を圧迫し、民間の参入機会を損なうことに繋がるおそれがあるため、「非市場的服务」と比べて負担の割合を高く設定することが適当と考えます。

そのため、「市場的服务」に該当する施設の負担限度割合は100%と定め、「非市場的服务」に該当する施設の負担限度割合は、「市場的服务」の負担限度割合である100%と「(1) 施設の目的による分類」の基準に該当する施設の通常負担限度割合である0%の間の概ね50%とします。

区 分	基 準	負担限度割合
非市場的服务	○主として行政が提供する施設 (民間で類似のサービスを提供していない)	50%
市場的服务	○行政と民間が競合する施設 (民間でも類似のサービスを提供している)	100%

3 施設の分類と負担割合の設定の方法

まず「(1) 施設の目的による分類」の基準に該当するかどうかを判断し、基準に該当した場合は、当該施設の負担限度割合を10%とします。

次に「(1) 施設の目的による分類」の基準に該当しない施設は、当該施設が「非市場的服务」と「市場的服务」のいずれに該当するかを判断し、該当する方の負担限度割合を適用します。

分類した施設の負担割合は、施設の立地条件や現在の利用状況などを考慮して、それぞれの負担限度割合の範囲内で個別に設定します。

また、分類は原則として施設単位で行い、さまざまな用途の部屋を備えている施設であっても、部屋ごとの分類は行いません。

IV 使用料単価の設定方法

1 使用料の単価設定の考え方

各施設における使用料単価については、「使用料の算定方法」により算定した施設使用料を目安として、次のことに留意したうえで、各施設の条例で定めます。

(1) 施設の使用料単価のあり方

利用者にとってわかりやすい使用料とするため、原則として一つの施設（部屋）を1時間使用した場合の使用料単価として設定します。

ただし、占有せずに使用できる施設など個人による使用が可能な施設は1人あたりの使用料とすることが適当であるなど、どのような使用料を設定するかは利用実態に応じて判断し、公正な料金設定となるよう努めます。

(2) 利用率

1時間の使用料単価を設定した場合、その施設における使用料収入は、「利用時間（利用率）×使用料単価」によって求められます。

一般的には利用率を上げることで使用料収入が増加し、その結果、使用料の単価を下げることも可能となります。逆に、使用料単価の増加は利用率の減少につながり、単価を上げることで結果的に使用料収入が減少するということも考えられます。

そのため、使用料単価の設定にあたっては、サービスの向上によって利用率を上げる努力を行うとともに、各施設で目標となる利用率を設定したうえで、使用料を決定する必要があります。

(3) 部屋の種類による使用料単価

各部屋の使用料単価は、部屋の種類（用途）と規模によって公共性や市場性を考慮して決定することとし、原則として同一種類・同一規模の施設の使用料は、同一水準となるようにします。

(4) 施設の老朽の程度

新しい施設は修繕費などの維持管理費が少ないため、使用料を安くするという考え方もあれば、一方で新しい施設は利用者の満足度が高くなるため、使用料を高くするという考え方もあります。

いずれの考え方も正しい面はありますが、それぞれの施設の長期的な経費を比較すると経過年数にかかわらず標準化した料金設定とすることが適切であると考え、施設の老朽の程度によって使用料に差は設けないこととします。

2 使用料を割り増しする場合

施設の有効活用を図るため、施設の本来の用途や設置目的を妨げない範囲において、柔軟に施設を活用していくことが望まれますが、次の場合においては、通常使用する場合と差を設けるために割り増した使用料を徴収することができることとします。

各施設で割り増しの使用料を適用するかどうかは、各施設の設置目的等によって判断することとし、各施設の条例で定めます。

なお、条例等において使用が禁止されている場合は、使用を許可することはできませんので、割り増しの対象にはなりません。

(1) 条例等で定められた開館時間以外の利用

本来、公の施設は条例等で定められた開館時間以外には利用できませんが、施設を有効活用していくために、特別に施設の管理者が認めた場合は開館時間外にも利用することができます。

この場合は、本来閉館しているところを特別に開館することによって、特別な経費がかかっていることから、通常よりも割り増した使用料を徴収できることとします。

(2) 市民以外の者による利用

公の施設は、住民の福祉の向上を目的として設置されており、住民である市民が利用することを想定して設置された施設です。

そのため、市民以外の者が利用する場合の使用料については、割り増しの使用料を徴収できることとします。

(3) 営利を目的とした利用

公の施設では住民の福祉の向上を目的として設置されたものであり、営利を目的とした利用は想定していません。

しかし、施設の有効活用を図るために、施設本来の用途や設置目的を妨げない限度において、特別に割り増した使用料を徴収することで、営利を目的とした利用も認めることとします。

3 定期的な見直し

使用料を設定した後も、施設の使用料収入や利用率の推移に注意し、「使用料の算定方法」により算定した施設使用料の目安に近づけるよう、公正性や公平性を損なわない範囲で使用料を見直していきます。

V 減免制度の取り扱い

1 減免制度の基本的な考え方

施設の利用者は、使用料の算定方式に基づき算定した所定の使用料を負担しなければいけません。各種団体の活動に対する支援や経済的社会的弱者への配慮といった観点から、使用料を免除もしくは軽減することが求められる場合があります。減免措置は、そうしたことに対応するための実施する政策的な特別措置と考えることができます。

なお、減免措置を行うには、それぞれの施設の条例に減免措置を行うことが規定されている必要があります。条例に減免の規定がない施設は減免措置を行うことができません。

また、使用料の減免部分は、「本来利用者が負担すべきものを、利用者の負担を軽減するため、公費(税)で負担したもの」であり、実際の使用料の収入は存在しませんが、施設の利用実績としての収入は考慮しなければなりません。

2 減免基準

減免措置は、あくまでも政策的な特別措置であり、その適用についてはやむを得ないものに限り、基準を明確にして公平性と公正性を確保しなければなりません。また、施設の利用者と管理者にとってわかりやすい制度である必要があります。そのため、減免率は100%減免と50%減免の2種類とし、減免措置ができる基準は原則として次のとおりとします。

また、指定管理者が管理している施設で使用料を利用料金として指定管理者の収入としている施設の場合、条例等で規定している施設の管理基準等を逸脱しない範囲において、指定管理者が独自で規定した減免基準により利用料金を減免することができます。

区 分	基 準	減免の対象となる施設
100%減免	市または市の機関が主催または共催して使用する場合	すべての公の施設
	法令または条例に基づき設置された附属機関並びに公的機関から委嘱または任命された者により構成する団体が公的な目的で使用する場合	
	指定管理者が管理運営に必要な活動を行うために自らが管理している施設を使用する場合	当該指定管理者が管理している施設
	大竹市在住の障害者等、65歳以上の高齢者及び小学生以下の児童が1人あたりの使用料を定めている施設を個人で使用する場合	総合市民会館の総合体育館、公民館の大ホール、大竹会館の講堂兼体育館及び総合福祉センターのリハビリ温水プール
50%減免	減免団体として登録している団体	減免の認定を受けた施設
	生涯学習グループとして登録している団体	社会教育施設

※ 「障害者等」とは、「身体障害者手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」、「療育手帳」、「戦傷病者手帳」のいずれかの交付を受けている者とこれらの者の「介助者」を言います。

※ 「社会教育施設」とは、「総合市民会館」、「公民館」、「大竹会館」、「図書館展示室」、「学校教育施設」、「晴海第一公園テニスコート」を言います。

※ 総合福祉センターのリハビリ温水プールは、これまでどおり60歳以上の者を100%減免とします。

※ 「斎場」や「墓地」などは、他の公の施設と性質が異なるため、別に減免の適用基準を設けます。

3 減免措置の申請

減免措置は、原則として利用者からの申請によらなければ実施できません。

また、利用者が減免措置の適用を申請する場合は、減免基準を満たしているか所定の確認方法により確認することとし、利用者がこれに従わず、減免の基準を満たしているか確認できない場合は、使用料は減免しません。

4 減免制度におけるその他の取り扱い

(1) 指定管理者制度導入施設での取り扱い

指定管理者制度が導入されている施設の場合、制度の趣旨からすると、利用者が負担する施設の使用料（利用料金）は、本来、指定管理者の収入となるべきものであり、減免措置によって指定管理者の収入が少なくなれば、自主的な運営を阻害することになります。

よって、指定管理者制度が導入されている施設は、減免制度の対象外とするか、あるいは、減免された部分を市が指定管理料に加味して指定管理者に補てんする必要があります。

減免制度は、団体の活動促進や経済的・社会的弱者を支援するために市が政策的に実施するものであり、指定管理者制度が導入されている施設かどうかにかかわらず実施すべきものです。また、利用者の立場からすれば、施設の管理者が市であるか指定管理者であるかは直接的には関係なく、同様の取り扱いをすることが適当と考えられます。

そうしたことから、指定管理者制度を導入し、使用料を利用料金として指定管理者の収入としている施設にあつては、減免されて少なくなった指定管理者の収入は、指定管理料に加味することとします。

※ 通常、指定管理料は年度当初の市と指定管理者との協定によって決めますが、減免による補てん分を考慮して当初の指定管理料を定め、指定管理料に減免による補てん分も含まれているものとして取り扱います。

なお、指定管理者が独自の裁量で利用料金を減免したものは、補てんの対象としません。

(2) 割り増しの使用料が適用される場合における取り扱い

通常、市外の者で構成する団体や営利を目的としている団体は、減免措置を受けることができないと思われるので、減免措置を受けることができる利用者に対して、割り増しの使用料が適用される可能性があるのは「条例等で定められた開館時間以外の利用」の場合だけと考えられます。

100%減免を受けることができる団体は、行政目的で施設を使用するため、使用料の割り増しが適用される場合であっても100%免除とすることが適当と考えられます。

また、50%減免を受けることができる団体の場合は、一般の利用者との公平性を考慮したときに、割り増しの使用料が適用される場合まで減免措置を認めることは適当ではないと考えられるため、減免措置を適用せず、割り増し後の使用料を徴収します。

(3) 減免団体が団体本来の活動以外の目的で施設を使用する場合の取り扱い

減免団体が団体本来の活動目的以外で施設を使用する場合は、減免措置を適用しないことも考えられます。しかしながら、申請時に、窓口にて使用目的・使用内容を聞き取り、団体本来の活動かどうか判断することは、窓口業務の大きな負担となるだけでなく、利用者にとっても手続きが煩雑になるおそれがあります。

これまでの利用実態としては、減免団体の個別の使用申請における減免適用の適否についての審査はしておらず、「飲食を伴う使用の場合は使用料を減免しない」という取扱いがされています。こうした取扱いは各団体にも浸透しており、特定の団体による占用といった問題も生じていません。

したがって、今後もこの取扱いを継続することとし、飲食を伴う使用の場合は、減免の適用をしません。

VI その他について

1 付帯設備・備品の使用料

(1) 付帯設備・備品の使用料の考え方

資産の取得にあたらぬ安価な備品の購入費や維持管理費は、施設利用者が負担すべき経費として使用料に反映されており、さらに備品の使用料を徴収すれば利用者から二重に徴収することになります。そのため、購入費や維持管理費について利用者が負担すべき経費に含まれる備品についての使用料は徴収しないこととします。

一方、施設の付帯設備や高額な備付備品（以下「備品等」という。）の購入費（設置費用）については、「資産の取得に関する経費」として、公費で負担する経費に該当するため、備品等を使用することによって受ける便益の対価として利用者から使用料を徴収することを妨げるものではないと考えます。

ただし、これらの備品等も維持管理費や軽微な修繕等については、施設の維持管理費として、利用者が負担する経費として使用料に反映されており、備品等の使用料を徴収する場合は、備品等の購入費及び大規模修繕に係るものに限定して使用料を算出する必要があります。

また、施設の使用料を徴収しない施設においても、備品等を使用することによって利用者特別な便益が生じていると判断できれば、備品等の使用によって生じる経費相当分について、利用者から備品等の使用料を徴収することは可能と考えます。

なお、備品等の使用料を徴収する場合は、個別に条例等で規定する必要があるため、条例に規定のない使用料は徴収できません。

(2) 有料とする備品等

備品等を有料とするためには、「資産の取得に関する経費」に含まれる「購入価額が100万円以上の備品等」であり、当該備品が特定の者により使用されており（すべての施設利用者が使用するものではなく）、それらの備品等の利用者が特別な利益を受けていると考えられるものに限り有料とすることができると考えられます。備品等を有料とする際は、次のことに留意し、適切な使用料を設定する必要があります。

- ①同種のもの、施設間で使用料を統一させる。
- ②年間の使用料総額が年間の減価償却費を大幅に上回ることをしないようにする。

(3) 減価償却が終了した有料備品等

有料の備品等であっても「減価償却が終了している備品等」や「これまでの使用料の累積が購入費用を上回った備品等」は、使用料を無料とすることも考えられますが、これまで使用してきた者との公平性を考慮し、経年によって使用料は変更しないこととします。

(4) 有料備品等の使用料の減免及び割り増しについて

減免団体は、備品等の使用料についても、施設の使用料の減免率と同率の減免を受けることができることとします。また、割り増しの施設使用料が適用される場合は、備品等についても、割増の料金を設定することができることとします。

2 使用料の計算方法

公共の施設の使用料については、各施設の条例の規定によるほか、次のことに留意して算出します。

- ①窓口事務の軽減のため、10円未満の端数は切り捨てます。
- ②使用料の減免または割り増しについては、端数処理前の金額に対して減免率または割り増し率を乗じ、減免率または割り増し率を乗じた後の金額を端数処理します。
- ③備品等の使用料についても同様とし、施設の使用料とは別に計算します（施設使用料と備品使用料はそれぞれ端数処理を行い、端数処理後の金額を合算します）。
- ④同一日における連続した使用を「1回の使用」とし、端数処理は1回の使用ごとに1度だけ行います。

※ 複数回の使用申請を1度の申請でまとめて行う場合や使用時間を延長する場合など、端数処理の仕方によって、合計の使用料が変わってしまうことがあるため、1回の使用ごとに申請して料金を支払う場合の使用料を基本として、同一時間・同一内容の使用において使用料に差が生じないようにします。

3 使用料の徴収方法

使用許可を受けた時点から、利用者には使用料を支払う義務（債務）が生じると考えられます。

使用料は使用許可を出した後に、原則として使用前に各施設の窓口で現金で徴収します。

4 使用料の還付

使用料は、「施設を使用すること」の対価ではありますが、管理者は使用許可を出した時点で利用者（申請者）に施設を使用させる義務が生じ、滞りなく施設を使用させるよう用意しなければなりません。そのため、利用者が申請を行い、管理者が使用許可を与えた場合は、使用の有無にかかわらず使用料を支払う必要があり、使用しなかったことを理由に使用料は還付しません。

使用しなかったことを理由に使用料の還付を認めると、使用することが不確実でも安易に使用申請することにつながり、施設を運営する上で支障が生じるおそれがあります。

ただし、次の場合に限り利用者へ使用料を還付することができることとします。

- ①施設の管理者の都合によって、使用の許可を取り消し、または変更した場合
- ②利用者があらかじめ使用許可の取消し、または変更を申し出たものについて、市長が返還することが妥当と認める場合
- ③その他利用者の責めに帰すことができない利用により、利用することができなかった場合

《別の基準により使用料を算定すべき施設の法的根拠一覧（抜粋）》

■無料とする施設

施設名	根拠法令名	内容（一部抜粋）
学校	学校教育法	第6条 学校においては、授業料を徴収することができる。ただし、国立又は公立の小学校及び中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部における義務教育については、これを徴収することができない。
図書館	図書館法	第17条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。
公園	都市公園法	第12条の2 都市公園の設置及び管理に要する費用は、この法律及び他の法律に特別の定めがある場合を除き、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体の、国の設置に係る都市公園にあつては国の負担とする。
道路	道路法	第49条 道路の管理に関する費用は、この法律及び公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法並びに他の法律に特別の規定がある場合を除くほか、当該道路の道路管理者の負担とする。

■使用料の算定方法等の考え方が定められている施設

施設名	根拠法令名	内容（一部抜粋）
保育所	児童福祉法	<p>第51条 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。</p> <p>(1) 第21条の6の措置に要する費用</p> <p>(2) 市町村が行う助産の実施又は母子保護の実施に要する費用（都道府県の設置する助産施設又は母子生活支援施設に係るものを除く。）</p> <p>(3) 市町村の設置する保育所における保育の実施に要する保育費用</p> <p>(3) 都道府県及び市町村以外の者の設置する保育所における保育の実施に要する保育費用</p>
		<p>第56条</p> <p>2 第51条第1号及び第2号に規定する費用を支弁した市町村の長は、本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。</p> <p>3 第51条第3号若しくは第4号に規定する保育費用を支弁した市町村の長は、本人又はその扶養義務者から、当該保育費用をこれらの者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して保育の実施に係る児童の年齢等に応じて定める額を徴収することができる。</p>
	児童福祉施設最低基準	第36条の3 法第56条第3項の規定による徴収金及び就学前保育等推進法第13条第4項の保育料（以下この条において「徴収金等」という。）以外に保育所が徴収金等に係る児童について提供するサービス（当該徴収金等を支払う者の選定により提供されるものを除く。）に関し当該者から利用料の支払を受ける場合にあつては、当該利用料の額は、当該サービスの実施に要する費用を勘案し、かつ、当該者の家計に与える影響を考慮して定めなければならない。

施設名	根拠法令名	内容（一部抜粋）
児童館	児童福祉法	<p>第 51 条 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。</p> <p>(8) 市町村の設置する児童福祉施設の設備及び職員の養成施設に要する費用</p>
養護老人ホーム	老人福祉法	<p>第 21 条 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。</p> <p>(1) 第 10 条の 4 第 1 項第 1 号から第 4 号までの規定により市町村が行う措置に要する費用</p> <p>(1) の 2 第 10 条の 4 第 1 項第 5 号の規定により市町村が行う措置に要する費用</p> <p>(2) 第 11 条第 1 項第 1 号及び第 3 号並びに同条第 2 項の規定により市町村が行う措置に要する費用</p> <p>(3) 第 11 条第 1 項第 2 号の規定により市町村が行う措置に要する費用</p> <p>第 28 条 第 10 条の 4 第 1 項及び第 11 条の規定による措置に要する費用については、これを支弁した市町村の長は、当該措置に係る者又はその扶養義務者（民法（明治 29 年法律第 89 号）に定める扶養義務者をいう。以下同じ。）から、その負担能力に応じて、当該措置に要する費用の全部又は一部を徴収することができる。</p> <p>2 前項の規定による費用の徴収は、徴収されるべき者の居住地又は財産所在地の市町村に囑託することができる。</p>
老人福祉センター	老人福祉法	<p>第 20 条の 7 老人福祉センターは、無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設とする。</p>
市営住宅	公営住宅法	<p>第 16 条 公営住宅の毎月の家賃は、毎年度、入居者からの収入の申告に基づき、当該入居者の収入及び当該公営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃（次項の規定により定められたものをいう。以下同じ。）以下で、政令で定めるところにより、事業主体が定める。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第 34 条の規定による請求を行ったにもかかわらず、公営住宅の入居者がその請求に応じないときは、当該公営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。</p> <p>2 前項の近傍同種の住宅の家賃は、近傍同種の住宅（その敷地を含む。）の時価、修繕費、管理事務費等を勘案して政令で定めるところにより、毎年度、事業主体が定める。</p> <p>3 第 1 項に規定する入居者からの収入の申告の方法については、国土交通省令で定める。</p> <p>4 事業主体は、第 1 項の規定にかかわらず、病気にかかっていることその他特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、家賃を減免することができる。</p> <p>5 前各項に規定する家賃に関する事項は、条例で定めなければならない。</p>

施設名	根拠法令名	内容（一部抜粋）
診療所	健康保険法	<p>第74条 第63条第3項の規定により保険医療機関又は保険薬局から療養の給付を受ける者は、その給付を受ける際、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該給付につき第76条第2項又は第3項の規定により算定した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。</p> <p>(1) 70歳に達する日の属する月以前である場合 100分の30</p> <p>(2) 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合（次号に掲げる場合を除く。） 100分の20</p> <p>(3) 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、政令で定めるところにより算定した報酬の額が政令で定める額以上であるとき 100分の30</p> <p>2 保険医療機関又は保険薬局は、前項の一部負担金（第75条の2第1項第1号の措置が採られたときは、当該減額された一部負担金）の支払を受けるべきものとし、保険医療機関又は保険薬局が善良な管理者と同一の注意をもってその支払を受けることに努めたにもかかわらず、なお療養の給付を受けた者が当該一部負担金の全部又は一部を支払わないときは、保険者は、当該保険医療機関又は保険薬局の請求に基づき、この法律の規定による徴収金の例によりこれを処分することができる。</p>
		<p>第76条 保険者は、療養の給付に関する費用を保険医療機関又は保険薬局に支払うものとし、保険医療機関又は保険薬局が療養の給付に関し保険者に請求することができる費用の額は、療養の給付に要する費用の額から、当該療養の給付に関し被保険者が当該保険医療機関又は保険薬局に対して支払わなければならない一部負担金に相当する額を控除した額とする。</p> <p>2 前項の療養の給付に要する費用の額は、厚生労働大臣が定めるところにより、算定するものとする。</p> <p>3 保険者は、厚生労働大臣の認可を受けて、保険医療機関又は保険薬局との契約により、当該保険医療機関又は保険薬局において行われる療養の給付に関する第一項の療養の給付に要する費用の額につき、前項の規定により算定される額の範囲内において、別段の定めをすることができる。</p>

■地方公営企業法の適用を受ける事業に係る施設

施設名	根拠法令名	内容（一部抜粋）
上下水道事業及び工業用水事業に係る施設	地方公営企業法	<p>第3条 地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。</p>
		<p>第21条 地方公共団体は、地方公営企業の給付について料金を徴収することができる。</p> <p>2 前項の料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。</p>

《施設の性質別分類による各施設の負担割合》

(1) 施設の目的による分類	(1) の基準に該当する施設 (使用者負担限度割合 10%)	
	○日常生活を営む上で最低限必要な施設	
	○社会的・経済的弱者支援のための施設	老人憩いの家, 児童館, 子育て支援センター
	○文化・伝統の保存を目的とした施設	図書館展示場, 手すき和紙作業所
	○使用料の徴収が困難な施設や適用除外施設のうち法令等で使用料が無料と定められている施設と類似の施設	市民スポーツ広場, 三倉岳県立自然公園休憩所 広原農村公園, 憩いの森
	(1) の基準に該当しない施設	
	地区公民館 中央公民館 勤労青少年ホーム 大竹会館 アゼリアホール 総合体育館 学校体育館・グラウンド(開放事業) コミュニティサロン 集会所 総合福祉センター 農林振興センター 放課後児童クラブ 斎場	マロンの里 自然の家やさか 海の家あたた 晴海テニスコート(公園附属施設) 弥栄周辺施設(弥栄オートキャンプ場, 川真珠貝広場) 墓地
	(2) 非市場的服务 (使用者負担限度割合 概ね 50%)	(2) 市場的服务 (使用者負担限度割合 100%)
	(2) 収益性による分類	

公の施設の使用料のあり方について
(平成 22 (2010) 年 8 月作成)

大竹市行財政システム改善推進本部
(事務局：大竹市総務企画部企画財政課)

TEL：0827-59-2125

E-mail：kikaku@city.otake.hiroshima.jp